

基準		現行の通所介護相当		多様なサービス			
サービス種別	①予防給付型(現行相当)		②生活維持型(緩和基準A-1)	③短時間型(緩和基準A-2)	④(A-3)	④地域ふれあい型(住民主体B)	
	自立支援型デイサービス(仮称)		維持型介護予防サービス(仮称)	目的別短時間サービス(仮称)	いきいきサービス経過措置(仮称)		
①	サービス内容	現行の通所介護と同様のサービス		高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資する通所介護		高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資する通所介護(現在いきいきサービス利用者に対する経過措置として実施)	
	サービス提供者	通所介護事業者		社会福祉協議会、JA山口宇部(ひだまり・かがやき)		住民主体による要支援者を中心とする自主的な通いの場づくり(健康増進または介護予防を主な目的として活動する場づくり)	
②	事業の実施方法	事業者指定		委託		運営費補助	
	対象となるケースとサービス提供の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要とケアマネジメントで認められているケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース、不適切なケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで、改善・維持が見込まれるケース 		<ul style="list-style-type: none"> ○事業者対象者・要支援者で、状態像を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用促進 ※一定期間後のモニタリングに基づき可能な限り住民主体の支援の通所型サービスBや一般介護予防事業に移行していくことが重要 		<ul style="list-style-type: none"> ○いきいきサービスの経過措置として1年間のみの実施。1年後、利用者は多様なサービスA型やB型へ移行。 ○原則新規受入れは行わない 【事業者対象者以外の参加者に関しては、従来利用者により一般高齢者の参加も認める→ただし一般介護予防事業として別に委託予定】 	
③	ケアマネジメント	ケアマネジメントA		ケアマネジメントA		ケアマネジメントB	
④	負担方法(※)	ケアマネジメントA		ケアマネジメントA		ケアマネジメントC	
⑤ 基準	人員基準	<ul style="list-style-type: none"> ○管理者 常勤・専従1以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他の事業者等の職務に従事可能 ○生活相談員 専従1以上 ○看護職員 専従1以上 ○介護職員 15人未満 専従1以上 15人以上 利用者1人に専従0.2以上(生活相談員・介護職員の1以上は常勤) ○機能訓練指導員 		<ul style="list-style-type: none"> ○管理者 常勤・専従1以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他の事業者等の職務に従事可能 ○介護従事者 15人未満 専従1以上 15人以上 利用者1人に必要数 ※運動器加算の場合は、機能訓練指導員 1以上 		<ul style="list-style-type: none"> ○従事者 事業の実施に必要な数 ※従事者は、山陽小野田市総合事業介護従事者研修(仮称)修了者若しくは修了予定者若しくは介護予防応援隊(ただし、従来、いきいきサービスで支援に入っていた実績のある方は除く) 	
	設備	<ul style="list-style-type: none"> ○食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ○静養室、相談室、事務室 ○消火設備、その他の非常災害に必要な設備 ○必要なその他の設備・備品 		<ul style="list-style-type: none"> ○食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ○静養室、相談室、事務室 ○消火設備、その他の非常災害に必要な設備 ○必要なその他の設備・備品 		<ul style="list-style-type: none"> ○サービス提供するために必要な場所 ○業務に必要な設備・備品 	
	運営	<ul style="list-style-type: none"> ○個別サービス計画の作成 ○運営規定等の説明・同意 ○受給資格等の確認 ○提供拒否の禁止 ○従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ○秘密保持等 ○事故発生時の対応 ○廃止・休止の届出と便宜の提供 ○損害賠償保険に加入 等 		<ul style="list-style-type: none"> ○個別サービス計画の作成 ○運営規定等の説明・同意 ○受給資格等の確認 ○提供拒否の禁止 ○従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ○秘密保持等 ○事故発生時の対応 ○廃止・休止の届出と便宜の提供 ○損害賠償保険に加入 等 		<ul style="list-style-type: none"> ○受給資格等の確認 ○健康状態の管理 ○秘密保持等 ○事故発生時の対応 ○廃止・休止の届出と便宜の提供 ○損害賠償保険に加入 等 	
⑥	個別サービス計画	作成		必要に応じて作成		必要に応じて作成	
⑦	単価等	<ul style="list-style-type: none"> ○要支援1、事業者対象者 16,470円/月 ○要支援2(週2回以上利用者)、*事業者対象者 33,770円/月 ○要支援2(週1回利用者) 18,120円/月 *事業者対象者:退院直後で集中的にサービス利用することが自立支援に繋がるケース等 		<ul style="list-style-type: none"> ○要支援1、事業者対象者 11,530円/月 ○要支援2(週2回以上利用者)、*事業者対象者 23,640円/月 ○要支援2(週1回利用者) 12,680円/月 *事業者対象者:退院直後で集中的にサービス利用することが自立支援に繋がるケース等 		<ul style="list-style-type: none"> ○要支援1、事業者対象者 8,240円/月 ○要支援2(週2回以上利用者)、*事業者対象者 16,890円/月 ○要支援2(週1回利用者) 9,060円/月 *事業者対象者:退院直後で集中的にサービス利用することが自立支援に繋がるケース等 	
	加算・減算	介護報酬と同様 ※人員基準等も同様		なし		なし	
	コード						
⑧	利用者負担額	介護給付費の利用者負担割合 サービス費の1~2割		1人1回当たり300円(食費に関しては事業者が実費を徴収)		運営者が設定(無償も可)	
⑨	限度額管理の有無・方法	限度額管理の対象(事業者対象者は目安)国保連で管理		なし		なし	
⑩	事業所への支払い方法	国保連経由で審査・支払		事業者に直接支払		事業者に直接支払	

基準		現行の訪問介護相当		多様なサービス				
サービス種別	①予防給付型(現行相当)		②生活維持型(緩和基準A-1)		③生活補助型(緩和基準A-2)			
	自立支援型ヘルプサービス(仮称)		生活維持型ヘルプサービス(仮称)		生活援助型ヘルプサービス(仮称)			
①	サービス内容	現行の訪問介護と同様のサービス		介護保険法に準ずる生活援助サービス(生活援助サービスのみ)		介護保険法に準ずる生活援助サービス(簡易な生活援助サービスのみ)		
	サービス提供者	訪問介護事業者				シルバー人材センター・民間事業者等		
	事業の実施方法	事業者指定				委託		
②	対象となるケースとサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要とケアマネジメントで認められているケース ＜状態例＞ ○認知機能の低下や精神・知的障害により日常生活に支障があるような症状、行動を伴う者 ○退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスを必要とする者 ○アセスメントの結果、身体介護が必要と判断された者等		○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進 ※基本的に「生活援助」のみの場合は、緩和基準A-1若しくはA-2を利用 ※専門的な支援を伴う「生活支援」を想定		○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進 ※基本的に「生活援助」のみの場合は、緩和基準A-1若しくはA-2を利用 ※原則週1回 ※専門的なサービスを伴わない、部分的及び単独の簡易な支援を想定(買い物、掃除等簡易な生活支援サービス)		
		ケアマネジメント		ケアマネジメントA		ケアマネジメントB		
④	負担方法(※)	原則1回あたりの単位		原則1回あたりの単位		原則1回あたりの単位		
⑤	基準	人員基準	○管理者 常勤・専従1以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他の事業者等の職務に従事可能 ○訪問介護員等 常勤換算2.5以上 ※資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者 ○サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上 ※資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者		○管理者 1人 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他の事業者等の職務に従事可能 ○従事者必要数 ※資格要件 ①有資格者(介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者) ②各事業者において行う内部研修を修了した者若しくは修了と見込まれる者(研修計画を作成すること)		○管理者 1人 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他の事業者等の職務に従事可能 ○従事者必要数 ※資格要件 ①有資格者(介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者) ②山陽小野田市総合事業介護従事者研修(仮称)修了者若しくは修了と見込まれる者	
		設備	○事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ○必要なその他の設備及び備品				○事業の運営に必要な広さを有する区画	
		運営	○個別サービス計画の作成 ○運営規定等の説明・同意 ○受給資格等の確認 ○提供拒否の禁止 ○訪問介護員の清潔の保持・健康状態の管理 ○秘密保持等 ○事故発生時の対応 ○廃止・休止の届出と便宜の提供 ○損害賠償保険に加入 等		○個別サービス計画の作成 ○運営規定等の説明・同意 ○受給資格等の確認 ○提供拒否の禁止 ○従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ○秘密保持等 ○事故発生時の対応 ○廃止・休止の届出と便宜の提供 ○損害賠償保険に加入 等		○運営規定等の説明・同意 ○受給資格等の確認 ○提供拒否の禁止 ○従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ○秘密保持等 ○事故発生時の対応 ○廃止・休止の届出と便宜の提供 ○損害賠償保険に加入 等	
⑥	個別サービス計画	作成				必要に応じて作成		
⑦	単価等	○週1回程度利用 2,660円/回(要支援1・2、事業対象者) 4回を超える場合11,680円/月 ○週2回程度利用 2,700円/回(要支援1・2、事業対象者) 8回を超える場合 23,350円/月 ○週2回を超える利用 2,850円/回(要支援2、事業対象者) 12回を超える場合は37,040円/月		○週1回、週2回利用 1,830円/回(要支援1・2、事業対象者)		○30分以上1時間まで 1,000円/回(要支援1・2、事業対象者) ○30分未満 630円(要支援1・2、事業対象者) *原則として週1回まで。ただし30分未満の利用に関しては必要に応じて週2回まで		
	加算・減算	介護報酬と同様 ※人員基準等も同様				なし		
	コード					-		
⑧	利用者負担額	介護給付費の利用者負担割合 サービス費の1~2割				サービス費の1~2割		
⑨	限度額管理の有無・方法	限度額管理の対象(事業対象者は目安)国保連で管理				なし		
⑩	事業所への支払い方法	国保連経由で審査・支払				事業者へ直接支払		